

木津川市水道メーター検針等関連業務委託に係る プロポーザル実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、木津川市水道メーター検針等関連業務委託《業務番号：7-水業-8》(以下「委託業務」という。)について、水道料金等をはじめとするお客さまサービスに直結する業務であることから、適正かつ公平性を確保しながら、企画力、技術力、創造性、専門性、実績等の価格以外の要素を含めて総合的に判断し、優れた受注候補者を選定するため、プロポーザルに関して必要な事項を定めるものとする。

(プロポーザルの方式)

第2条 プロポーザルは、公募型プロポーザル方式とする。

(プロポーザルの参加資格)

第3条 委託業務のプロポーザルの参加資格は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 木津川市物品及び役務の供給等に係る競争入札参加資格等に関する要綱(平成19年3月12日告示第7号)に基づく入札参加資格に登録している者で、「検針業務」を希望した者であること。
- (3) 木津川市指名競争入札参加者指名停止要綱(平成19年3月12日告示第115号)による指名停止を現に受けていない者であること。
- (4) 個人情報の漏洩、滅失、毀損、または改ざんの防止、その他の個人情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずることができる者であること。
- (5) 第5条に規定する参加表明書を提出した者であり、記載事項が虚偽でないこと。
- (6) 情報セキュリティマネジメントシステムISMS (IS027001) またはプライバシーマーク、JISQ15001など、情報セキュリティに関する第三者機関の審査により、いずれかの認証を取得していること。
- (7) 委託業務の目的達成に必要な人数の従事者を配置できる者であること。
- (8) 上記の従事者のうち、水道業務経験3年以上の者を業務責任者として選任できる者であること。

(手続の開始)

第4条 プロポーザルの手続きの開始は、木津川市(上下水道部欄)のホームページ等により公表する。

(参加表明書の提出)

第5条 プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書(様式1)を木津川市長(以下「市長」という。)に提出するものとする。

2 前項に規定する参加表明書には、参加資格誓約書(様式2)及び第3条第1項第6号及び第8号に規定する参加資格の要件を確認できる書面等(様式3、様式4、様式5、様式6及び関連資料)を添付するものとする。

(参加資格の確認)

第6条 市長は、プロポーザルに参加しようとする者から参加表明書の提出があった場合は、参加表明書により第3条のプロポーザルの参加資格の確認を行うものとする。

(業務提案書の提出要請)

第7条 市長は、前条に定める確認に基づき、プロポーザルの参加資格を有することが確認された場合は、参加表明書を提出した者に業務提案書(様式7)の提出要請を行うものとする。

(受注候補者の審査)

第8条 市長は、プロポーザルにより適正かつ公平に受注候補者を選定するため、委託業務に係る受注候補者選定について、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 業務提案書の審査に関する事項
- (2) 受注候補者の選定に関する事項
- (3) その他選定に必要な事項

(業務提案書の内容)

第9条 前条に定める業務提案書に記載する内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 会社概要及び財務状況
- (2) 業務実績
- (3) 業務体制及び業務執行計画
- (4) 地域貢献(地元経済・地元雇用・検針世帯見守り活動)に対する考え方
- (5) 水道メーター等検針業務に対する考え方

- (6) 業務引継ぎ体制（後任事業者への）に対する考え方
- (7) 研修体制に対する考え方
- (8) 個人情報保護に対する考え方
- (9) 防災、災害及び緊急時等危機管理に対する考え方
- (10) その他の業務提案
- (11) 業務実施スケジュール（委託業務開始までの）
- (12) 見積金額の妥当性・評価

（プロポーザルの辞退）

第10条 参加申込事業者は、辞退届（様式任意）を持参又は郵送により提出することで、プロポーザルの参加を辞退することができる。

（受注候補者の選定）

第11条 市長は、第7条の規定により提出された業務提案書について、審査及び審議を経て受注候補者を選定する。

（業務提案書の審査方法及び評価基準）

第12条 審査及び審議、業務提案書の審査、評価及び受注候補者の選定を実施するため、木津川市水道メーター検針等関連業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、上下水道部長を委員長とし、木津川市職員を含め5名以上をもって構成する。

3 審査会において評価基準に基づく審査を行い、委託業務の受注候補者を選考・決定する。

4 審査に係る評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 業務実施能力
- (2) 業務提案書(企画提案)
- (3) 見積金額
- (4) プレゼンテーション

5 審査方法は、審査項目毎の評価点数の合計点数で競う方法により行う。

6 評価基準に関する評価項目及び評価点（総評価点の合計は500点）は、次のとおりとする。

（1）業務実施能力（100点）

評価項目	配点	評価の主な内容
会社の規模	30	会社概要、従業員数など
検針業務の実績	40	同規模等の水道事業体での業務実績

財務の安全性	30	財務状況、経営的問題の有無
--------	----	---------------

(2) 業務提案書(企画提案) (200点)

評価項目	配点	評価の主な内容
人員の配置	50	監理責任者等の経歴、常駐状況、危機・業務管理、地元雇用
検針及び滞納整理関連業務	70	適正業務(業務体制、業務執行計画、検針)、業務の考え方。引継ぎ体制に関する考え方、適正検針(業務方針、検針体制、管理監督等)、トラブル防止対策
コンプライアンス遵守	50	個人情報管理、社員教育、社員管理体制
災害・緊急時対応、その他	30	危機管理体制、上下水道部との連携、その他(提案内容、社会貢献への取組み等)

(3) 見積金額 (150点)

(4) プрезентーション(50点)

(5) 審査方法(採点方法)

ア) 第4項第1号及び第2号並びに第4号の評価

定性的評価項目における得点化方法

各評価項目については、次に示す3段階評価による得点化方法により得点を付与する。

評価	評価の意味合い	得点化方法
A	特に優れている	配点 × 1.0
B	優れている	配点 × 0.5
C	特に優れている点は見当たらない	配点 × 0.0

イ) 第4項第3号の評価(見積金額)

税抜見積金額を基に次の計算式によって算出する。(小数点未満切捨て)

X=最低見積金額(税抜)

Y=見積金額(税抜)

評価点=150×X÷Y

(上限額を超える見積金額の場合は失格とする)

7 受注候補者を公正かつ適正に選定するため審査会を開催する。

なお、業務提案書等をもとに審査会が評価を行うために事業者によるプレゼンテーション等を実施する。

8 プрезентーションの実施等は、次のとおりとする。

(1) 期日は、第15条に定める日程を予定している。

なお、日時、場所等の詳細については、業務提案書提出後に調整する。

- (2) プレゼンテーションは各事業者20分以内とする。プレゼンテーション終了後に10分程度のヒアリングを行う。

なお、内容については、企画提案、質疑応答とする。

- (3) 実施方法は、自由形式とする。希望する事業者は、パソコン等を用いて行うことができる。

- (4) 事業者側の出席は、5名以内とする。

- (5) その他

ア) 業務提案書をもとにプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布など、事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。ただし、事前資料を見やすく拡大したもの等は使用可とする。

イ) プレゼンテーションに係るパソコン等の機器は、業務提案者において準備するものとする(映像投影用スクリーン、電源以外は、参加事業者においてすべて用意するものとする)。

なお、映像投影用スクリーンが必要な場合は、必ず前日までに木津川市上下水道部に連絡を行うこととする。

9 受注候補者の選定は、次のとおりとする。

- (1) 審査会は企画提案書、プレゼンテーションの内容等及び提案見積金額等について総合的に判断し、評価点数の合計が最も高い業務提案者を受注候補者として選定する。ただし、業務提案書の内容等によって委託業務の目的を達成することができないと判断されたときは、受注候補者を選定しない場合がある。

- (2) 評価点数が同点の事業者が複数ある場合は、見積金額の低い方を選定する。

10 業務提案者は、次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて業務提案書等が提出された場合

- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合

- (5) プレゼンテーションに理由なく欠席した場合

- (6) その他、業務提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

(契約の基本事項)

第13条 本プロポーザルは、受注候補者を選定するもので、協議により合意

に至らない場合は第2順位の者と協議を行うものとする。また、本プロポーザルにより提案があった内容すべてを委託業務により採択するものではなく、協議において発注者が合意した場合のみ、仕様書は変更できるものとする。

2 この条件により協議が整った場合は、選定した事業者を相手方として、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定及び木津川市の契約事務規則に基づき随意契約を締結する。

(業務提案の取扱等)

- 第14条 業務提案に要する費用は、全て参加申込事業者の負担とする。
- 2 提出された企画提案書、見積書等は返却しない。
- 3 業務提案書の著作権は参加者に帰属するものとするが、本案件のプロポーザル実施の報告等の業務の範囲内において必要となる場合は、参加者の承諾なしに無償で提出書類の内容を使用できるものとする。

(実施の日程)

第15条 本プロポーザルの実施に係る日程は、次のとおりとする。

実 施 内 容	実 施 期 間 又 は 期 限	備 考
プロポーザル実施の公告	令和7年4月17日(木)	
参加表明書の提出	令和7年4月24日(木)から 5月14日(水)まで	
参加資格審査結果通知	令和7年5月中旬	【予定】
質問書の提出	令和7年5月21日(水)から 5月27日(火)まで	
質問書に対する回答	令和7年5月下旬	【予定】
業務提案書の提出	令和7年6月2日(月)から 6月9日(月)まで	
プレゼンテーション等の実施	令和7年6月16日(月)から 6月27日(金)まで	
審査結果の通知及び公表	令和7年6月下旬	【予定】
委託業務の契約締結	令和7年7月上旬	【予定】
(引継業務・準備調整等)	令和7年7月上旬から 9月下旬まで	【予定】
委託業務の開始	令和7年10月1日(水)から	
【注意】※都合等により日程を変更する場合がある。		

(選定結果の通知)

第16条 市長は、第11条で定める選定結果について、市ホームページ等により公表する。

- 2 市長は、プロポーザルに参加を表明した者に対し選定結果を通知する。
- 3 選定結果は、業務提案者に対して、文書通知を行う。ただし、選定結果に関する意義の申立ては受け付けない。

また、非選定となった事業者から求めがあった場合は、その事業者の順位に限り回答するものとし、審査内容及び他の事業者に関する説明要求は認めない。

(委託契約)

第17条 市長は、受注候補者に決定した者と契約条件について業務提案書の内容を基本として協議のうえ、業務委託契約を締結する。

- 2 受注候補者は、円滑に受注業務を行うことができるよう、自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。

(失格要件)

第18条 次の各号に掲げる事由に該当した場合は、審査結果等に関わらず既に決定した事項を取り消し、失格とすることができる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 会社更生法を申請するなど契約の履行が困難と認められる場合
- (3) 業務委託契約締結前に指名停止となった場合
- (4) 本件に関して、不正あるいは公正さを欠く行為があったと市長が認め る場合

(次順位者の繰り上げ)

第19条 市長は、受注候補者と業務委託を履行することができない事由が生じた場合は、プロポーザルにおいて次順位以下となった参加事業者のうち評価総合点が上位であった者から順に業務委託契約の締結について交渉を行うことができる。

(補則)

第20条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

木津川市水道メーター検針等関連業務委託に係る プロポーザル募集要領

木津川市水道メーター検針等関連業務委託（以下「委託業務」という。）の実施について、公募型プロポーザルにより募集を行うので、参加を希望する場合は「木津川市水道メーター検針等関連業務委託に係るプロポーザル実施要項」で定めるほか、この要領の規程に基づき、各手続きを進めてください。

第1 委託業務名称等

業務番号 7－水業－8

業務名称 木津川市水道メーター検針等関連業務委託

第2 委託業務の区域

検針区域 木津川市水道事業給水区域の全域

事務所 木津川市上下水道部業務課内

第3 委託業務の範囲

（1）水道メーター検針等関連業務委託

（別紙「木津川市水道メーター検針等関連業務委託仕様書」のとおり）

（2）その他附帯業務

第4 委託業務の期間

委託業務の期間は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までとします。

ただし、契約締結日から委託業務開始までの期間は、業務引継ぎ及び業務開始準備期間とし、期間内の日程及び内容については、木津川市（以下「発注者」という。）及び受注事業者（以下「受注者」という。）が、協議のうえ定めることとします。

なお、委託業務期間中、発注者において事務事業の見直しやその他の事由により、直ちに契約等を進めることができない場合は、別途協議を行うこととします。

第5 準備期間に要する経費

委託業務開始までの準備期間に要する経費は、受注者負担とします。

第6 委託料の上限額

本件委託業務に係る委託料の上限額は、次のとおりとする。

- (1) 1か月当たりの単価 1, 938, 000円（消費税額及び地方消費税額を除く。）とします。
- (2) この金額は、契約金額等を示すものではありません。

また、提案見積金額は、この上限金額を超えてはならないものとします。

《※別紙「参考資料」あり》

第7 参加申込手続き等

プロポーザル参加表明事業者は、参加表明書（様式1）を提出してください。

- (1) プロポーザル参加表明書の様式等は、木津川市（上下水道部）ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.city.kizugawa.lg.jp/index.cfm/10.html>

- (2) 参加申込をされる事業者（以下「参加表明事業者」という。）は、参加表明書及び参加資格誓約書（様式2）に記入のうえ、必要書類を添付し提出期限までに提出してください。

- (3) 参加表明書に必要とする提出書類

ア) 会社概要関係書類

資本金、所在地、業務内容、従業員数、社歴、個人情報保護の取組内容等が確認できる会社概要書（様式3）。

イ) 財務状況関係書類

直近3カ年の各会計年度における決算関係書類（貸借対照表及び損益計算書）

ウ) 労働条件関係書類

労働関係に基づく各種規則や協定の整備状況が確認できるもの。

- ・就業規則

- ・労働基準法第36条の時間外及び休日労働に関する協定書など

エ) 参加資格及び必要資格関係書類

①参加資格について確認できるもの。

- ・木津川市水道メーター検針等関連業務委託に係るプロポーザル実施要項（以下「実施要項」という。）第3条に定める参加資格を確認できる業務実績書（様式4）など。

- ・配置予定の業務責任者が、参加資格の要件を満たすことを確認できる配置予定業務責任者書（様式5）及び業務体制調書（様式6）など。

(配置予定の業務責任者が雇用関係にあることを確認できる書類含む)。

②その他(任意様式及び写し等)

- ・資格について確認できるもの。

オ) 賠償保険加入状況関係書類

不測の事態に対応するための賠償保険の加入状況について確認できるもの。

- ・保険証書の写しなど

(4) 提出期間

参加表明書等の提出期間は、実施要項第15条で定める日とします。

(5) 提出先

木津川市上下水道部業務課

(6) 提出方法

持参によるものとし、提出期間内必着とします。

(7) その他

参加表明事業者の参加資格等を確認のうえ、「参加資格確認結果通知書(※)」で通知し、併せて参加資格を有することが確認された参加表明事業者には「業務提案書提出依頼書(※)」で提出要請を行います。

第8 提案見積金額等

提案見積金額は、1か月当たりの単価を記入し提出してください。

提案見積金額は別に定める提案見積書(様式9)に明記して提出してください。

なお、提案見積金額は消費税額及び地方消費税額を含まない金額で記載してください。

また、提案見積書には、業務期間中に要する費用を積算した積算内訳書(任意様式)も併せて同封してください。

第9 契約の保証金

本件に係る契約保証金は免除することとします。

第10 業務提案書等の提出

参加事業者は、プロポーザルの実施に係る企画提案書等を作成のうえ、提出期限までに提出してください。

(1) 提出期間

業務提案書等の提出期限は、実施要項第15条で定める日とします。

(2) 提出場所

木津川市上下水道部業務課

(3) 提出方法

提出方法は、当該参加者による持参を原則とします。持参以外の方法で書類等を提出する場合は、必ず事前に上下水道部業務課（※電話／0774-75-1250）へ連絡してください。

なお、電子媒体、ファクシミリでの提出は認めません。

(4) 提出部数

ア 業務提案書 正本1部、副本7部

イ 提案見積書（様式9） 1部

ウ プレゼンテーション等出席者報告書（任意様式）1部

・出席者の所属部署、役職、氏名等を記入してください。

(5) 業務提案書の内容

業務提案書の記載内容については、以下の章立てに沿って作成してください。

ア 会社概要及び財務状況（直近3カ年の会計年度）

イ 業務実績

参加事業者の業務実績を評価するため、検針業務の受託実績がある場合は、以下の様式等により提出してください。

・業務実績書（様式4）

・業務実績を証明できる書類

ウ 業務体制及び業務執行計画

エ 地域貢献（地元経済・地元雇用・検針世帯見守り活動等）に対する考え方

オ 水道メーター等検針業務に対する考え方

カ 業務引継ぎ体制（後任事業者への）に対する考え方

キ 研修体制に対する考え方

ク 個人情報保護に対する考え方

ケ 防災、災害及び緊急時等危機管理に対する考え方

コ その他の業務提案

サ 業務実施スケジュール（委託業務開始までの）

シ 見積金額の妥当性・評価

(6) 業務提案書の作成形態

ア 業務提案書の表紙には業務提案書（様式7）を使用し、事業者名（正本にのみ記載）、提出日付、業務提案書ごとの通し番号を記入のうえ、頁の最初に目次を付け、各頁に番号を記入し提出部数毎につづ

り、提出してください。

イ 業務提案書等の作成に当たっては、日本語を使用し、日本工業規格A4版縦置き横書き左綴りで作成してください。

ウ 電子記憶媒体での提出は認めません。

(7) 注意事項

- ・業務提案書に事業者名は記載しないでください。
(事業者名は業務提案書正本の表紙のみに記載)
- ・業務提案書の内容に金額は記載しないでください。

(8) 提案見積書

提案見積書には、積算内訳書を添付し、業務提案書とは別に厳重に封かんのうえ、1部提出してください。

(9) その他

- ・提案書等の作成に要する費用は、参加事業者の負担とします。
- ・提出された提案書等は返却しません。
- ・木津川市上下水道部が必要と認める場合は、追加資料を求める場合があります。
- ・提出された書類は、必要な場合において複製を作成することができます。

第11 業務提案書等の作成に係る質問の受付等

- (1) 提案書等作成に係る質問がある場合は、プロポーザル参加に関する質問書（様式8）により質問内容を、電子メールで提出してください。
- (2) 提出期間は、実施要項第15条で定める日とします。
- (3) 質問に対する回答については、木津川市ホームページに掲載します。電話及び口頭による個別の対応は行いません。

第12 プレゼンテーション等の実施

業務提案書等が提出された後、審査会において、参加事業者ごとにプレゼンテーションを実施します。

(1) 日時及び場所

「プレゼンテーション等参加要請書(※)」により通知します。

- (2) 提案書提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできません。

第13 選定結果の通知

- (1) 最終受注候補者に決定した事業者には、「受注候補者選定決定通知書

(※)」を送付します。

(2) その他、市ホームページにおいて、選定結果を公表します。

第14 企画・提案に瑕疵がある場合

プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類、参加資格等に瑕疵があることが判明した場合は、その内容を審査会が審査し、その取扱いについて決定します。当該参加事業者に、その瑕疵についてのヒアリングを行う場合もあります。

その瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、既に決定した事項を取り消す場合もあります。

第15 各関係法令等の遵守

参加事業者は、プロポーザルへの参加により、実施要項及びこの要領を遵守することを誓約するものとみなします。

参加事業者が各関係法令等に違反した場合は、プロポーザルに瑕疵がある場合に準じて取り扱うこととします。

第16 問い合わせ先及び担当

プロポーザルの手続等に係る書類提出先等

(1) 担当及び書類提出先

〒619-0221

京都府木津川市吐師上柏谷17番地1

木津川市上下水道部 業務課

(2) 電話 0774-75-1250

(3) fax 0774-72-7331

(4) 電子メールアドレス gyomu@city.kizugawa.lg.jp

第17 その他(留意事項)

①すべての提出期間には、土曜日・日曜日及び祝日を含みません。

②提出期限における受付時間は、いずれも午前9時から午後5時までとします。

③書類等の提出方法及び連絡方法は、各項目所定の方法で行ってください。

④「参加表明書以外」については、郵送等による書類提出は可能ですが必ず配達記録等が残る方法とし、また発送前には必ず上下水道部業務課に連絡してください。なお、その場合においても期限内必着とします。

別紙（参考資料）

■検針区域

▽木津川市全域(面積 85.13 km²)

■検針月

▽隔月検針

ただし、全区域を概ね半分の「奇数月検針区域・偶数月検針区域」の2地区に分けて、毎月検針を行う。

■検針数(実績)

▽令和5年度

○総検針数 156,647 件//(4月～3月までの合計数)

検針月	検針数(件)	検針月	検針数(件)
4月	12,979	10月	12,999
5月	13,086	11月	13,094
6月	12,979	12月	13,006
7月	13,111	1月	13,147
8月	12,972	2月	13,016
9月	13,115	3月	13,143

▽令和6年度

○総検針数 157,703 件//(4月～3月までの合計数)

検針月	検針数(件)	検針月	検針数(件)
4月	13,013	10月	13,031
5月	13,156	11月	13,261
6月	13,020	12月	13,046
7月	13,235	1月	13,200
8月	13,020	2月	13,265
9月	13,240	3月	13,216

■その他関連データ

▽木津川市の人口、世帯数等【年度別/※各4月末日現在】

年 度	人口/(人)	世帯/(数)
令和3年	79,384	32,045
令和4年	79,609	32,423
令和5年	79,976	33,140
令和6年	79,503	33,314

▽直近の人口、世帯数等【※末日現在】

年 月	人口/(人)	世帯/(数)
令和7年3月	79,116	33,525

▽現検針員数: 9名 (常駐職員1名含む)